

週報

一月三十一日號

第一七二號

昭和十五年十一月三十一日

郵便物認可

（毎週一回水曜日發行）



五錢

昭和十五年度豫算の概要
青島會談の經過

極東を中心とする航空網
祭祀の制度と本年の紀元節祭

藥品 戰時統制物資講座(9)
淺間丸事件について

支那新中央政府の成立發展



帝國はあつちの支那に傾注してこゝろを支け

露光量違いにより重複撮影

週報 (一月三十一日)

——内閣情報部編輯——

昭和十五年年度豫算の概要 大 蔵 省：二
 青島會談の経過 内閣情報部：二
 祭祀の制度と本年の紀元節祭 内務省神社局：六
 献金奨励 海軍省海軍軍事及部：三
 極東を中心とする航空網 航 空 局：三
 醫 藥 品 臨時特別物資積庫(〇) 厚 生 省：三
 節酒はなぜ必要か……………毛
 淺間丸事件について 外務省情報部：四
 露露新聞印刷、印刷……………

週 誌

一月十九日(金) 前日追加
 ▼来る四月の新學期から學務院へ御降遊はされる皇太子殿下の主管教授は同院の秋山春氏に決定
 ▼皇軍に機先を制せられ 支那軍の多季攻勢全面的に潰滅と南支軍一月上旬以来の戦況發表
 ▼英巡洋艦、野島崎沖合卅五哩の海上で、郵船淺間丸を停船せしめて臨検、獨船案二十一名を拉致
 一月二十二日(月)
 ▼谷外務次官、淺間丸事件につき、クレギー英大使を外務省に招致、帝國の見解及び抗議を申入る。▼皇軍、錢塘江南岸に奇襲上陸
 ▼江精衛、青島迎賓館で新聞記者團に和平救國運動の経過發表
 一月二十三日(火)
 ▼皇后、皇太后兩陛下には、東京三十五の耆老、育兒、少年保護等の社會事業團體に木炭二千俵下賜
 の旨御沙汰あらせらる。▼政府石炭應急対策に關し、極力集中を圖り需要を充す成案をほゞ得たが、さらに必要に應じ外炭の輸入を講ずる旨發表。▼有田外務大臣淺間丸事件につきクレギー英大使に重ねて嚴重抗議。▼農林省昭和十四年の米收穫高六千八百九十九萬七千三百三十四石で、昨年三年より三百十二萬八千四百二十二石増加と發表。▼青島會談、汪精衛、王克敏、梁鴻志會同の下に青島迎賓館で開く、蒙古聯合自治政府主席德王の代理李守信將軍も來島。汪精衛と會見
 一月二十四日(水)
 ▼各省政務次官並びに參與官發令
 ▼中央物價委員會組織物、セメント、農業藥劑、米材等の最高價格決定
 一月二十六日(金)
 ▼陸軍の新禮式令制定公布さる(即日施行) ▼日米通商航海條約昨二十五日失効、本日より日米通商無條約状態に入る

昭和十五年度豫算の概要

大 藏 省

豫算編成の方針

昭和十五年度一般會計の概算は昨年十二月八日の閣議で決定され、又主要特別會計の概算は、本年一月六日の閣議で決定を見たのであるが、その後過般の内閣更迭があり、右の決定に基づいて編成された來年度豫算案に對する取扱方如何は、世間の注目的となつた。米内新内閣はこの點について早速検討を遂げた結果、前内閣案を踏襲することに決し、いよいよこれを來る第七十五回帝國議會に提出する運びとなつたのである。

以下昭和十五年度豫算の概要を説明するが、臨時軍事費特別會計の第三次追加豫算もこれと切離しては考へ得ないものであるから、必要に応じてこれに觸れることとしよう。

豫算の内容を説明する前に、先づ來年度豫算はどんな心組みでつくられたかといふこと、即ち豫算編成方針について述べることにする。昭和十五年度豫算編成方針は昨年七月四日に平沼内閣に於て閣議決定されたのであるが、その後間もなく阿部内閣が成立し、新内閣は右の方針を踏襲する旨九月一日に閣議決定したのである。その要點は次の通りであつた。

一、新規經費の要求については、この際特に事項を厳選し、眞に緊急やむを得ないものに限ることとし、且つその金額はこれを最小限度に止めること

一、既定經費についても鋭意検討を加へ、事業の繰延を行ふとともに、規格の低下、能率の増進等各般の措置を工夫し、努めて節約を行ふこと

一、物資、勞力、資金及び物價等に關する經濟諸方策との調和を圖り、戰時經濟の運営に支障を及ぼすことがないやう留意すること

一、税制を改正し租稅收入の増加を圖ると共に、その他の普通歳入の増加に努め、又各特別會計に於ては、臨時軍事費特別會計又は一般會計に對し出來得る限り多額の繰入をなす等の方法を講ずること

一、各省概算書は、昭和十四年八月十日限り、各特別會計概算書は同年八月三十一日までにこれを大藏省に送付すること

即ち昭和十五年度豫算編成の方針は、増税その他の方法により、普通歳入の増加を圖るとともに、すべての經費について一層厳正な較量を加へ、節用を旨とし、以て適正な戰時豫算を編成するにあつたのである。

右の豫算編成方針が決定すると、各省はこれに基づい

てそれ／＼概算要求書を調製し、大藏省に提出し、大藏省ではこれを慎重審議の上、その査定意見を各省に内示して、こゝにはゆる概算の折衝が行はれるのである。

なほ今度の概算の審査に當つては、特に來年度に於ける物資その他の全般的見透しを立てる必要から、臨時軍事費の追加についても、一般會計と並んで検討を遂げたのであつて、この點は例年と多少趣きを異にし、これがため編成事務は一層複雑となり、手續もやゝ例年より遅れ勝ちであつた。しかしながら、幸ひにして各省の協力を得て圓滿裡に概算又は概計の閣議決定を見るに至つたのである。

一般會計豫算の内容

次に、かうして出來上つた昭和十五年度豫算の内容について、その概要を説明しよう。

先づ昭和十五年度一般會計豫算の總額は次の通りである。

歳 入	三、三四五、一六
經 常 部	千円

臨時部	昭和十五年		差引増加
	度豫算額	前年度豫算額	
普通歳入	七三一、六六七	二、六六二、七〇九	
公債金	一、六七一、一七七	三、一六〇、二五三	
前年度剰餘金繰入	七五、〇〇〇	五、八三二、九六二	
計	五、八三二、九六二	五、八三二、九六二	
歳出			
經常部	二、六六二、七〇九	二、六六二、七〇九	
臨時部	三、一六〇、二五三	三、一六〇、二五三	
計	五、八三二、九六二	五、八三二、九六二	

右の内歳出豫算を前年度と比較すると、

(単位千圓)

昭和十五年度歳出豫算各省所管別表 (単位千圓)

所管別	經常部	臨時部	計
皇室費	四、五〇〇	〇	四、五〇〇
外務省	二、三六〇	四〇、四七四	六四、〇七九
内務省	三、三六八	一、七三九	五、一〇七
大蔵省	一、〇七九	七、四三二	八、五一一
陸軍省	一、八二〇	一、〇九三	二、九一三
海軍省	三、五二九	六、七六四	一〇、二九三
司法省	五、一五三	五、五六五	一〇、七一八
文部省	一、五九一	二、七五四	四、三四五
農林省	六、〇三五	一、四八三	七、五三九
商工省	九、四二二	八〇、五二六	九〇、九四八
逓信省	二、九七一	七〇、〇五七	三、六七二
拓務省	二、九五〇	五、二八九	七、四四九
厚生省	八、四二七	六、六一三	一四、〇四〇
計	二、六六二、七〇九	三、一六〇、二五三	五、八三二、九六二

また歳出新規事項中主要なもの掲げると左の通りである。

軍備の充實に関する経費 九七〇、三九〇千圓

軍人援護に関する経費 八九、七七六

生産力の擴充に関する経費 一一四、一四六

經濟統制に関する経費 二六、四三二

貿易の振興に関する経費 一六、四六八

海運の振興に関する経費 一一、七七四

民間航空の振興に関する経費 一五、九八〇

滿洲開拓民に関する経費 三五、八四八

右の外、昭和十二年以降地方に對して交付し來つた臨時地方財政補給金を、地方税制の改正に伴つて廢止し、新たに地方分與税制度を創設したのである。即ち地方分與税分與金特別會計を新設して、地方分與税の中の特別會計に於て直接收入するもの以外は、一般會計から此の特別會計に繰入れることとし、その所要額二七七、三五五千圓を一般會計の歳出に計上したのである。

なほ又昭和十三年度以降の税制改正に基づく増収額及び煙草値上その他による専賣局益金の増加額の合計額中、六〇〇、〇〇〇千圓は、これを臨時軍事費の財源として當該特別會計へ繰入れることとしたのである。

右の二つの経費、即ち分與税分與金特別會計への繰入額及び臨時軍事費特別會計への繰入額は、何れもいはゞ通り抜け勘定であるから、これを假りに歳出豫算總額五、八三二、九六二千圓から控除すると四、九四五、六〇六千圓となるのである。

なほ、既定経費の節約についても出來得る限りの努力を拂つた。不急の事業は勿論、重要物資を需要する事業については、極力繰延を行ふと共に規格の低下等各般の措置を工夫し、出來る限り節約を行つたのであつて、その額は二二四、三三六千圓となつてゐる。

次に歳入豫算の内譯及び前年度豫算に對する増減は左の如くである。

昭和十五年度歳入豫算額及前年度豫算比較表 (単位千圓)

經常部	昭十五年度豫算額	前年度豫算額	増減
租	二、五九九〇	一、四八三	一、一一六
税	一、四八三	一、四八三	〇
計	四、〇七三	二、九六六	一、一〇七

廠資金、職員健康保険、船員保険、地方分限税分與金の五特別會計が創設されることになつてゐる。今主要特別會計についてその歳入歳出を示すと左の通りである。

主要特別會計昭和十五年年度豫算額調 (單位千圓)

朝鮮總督府	經常部		臨時部		計
	入	出	入	出	
歳入	五五〇、七二八	四一八、六七八	二八七、〇五八	四一九、〇一七	八三七、七八六
歳出	二四七、九三三	一〇三、二八九	四五七、三五六	二六〇、五三〇	二六〇、五三〇
臺灣總督府	二四七、九三三	一〇三、二八九	四五七、三五六	二六〇、五三〇	二六〇、五三〇
關東局	二七、八三六	二五、八三五	二八、八八三	三〇、八八四	五六七、一九
樺太廳	二五、八三五	二五、八三五	二五、八三五	二五、八三五	五六七、一九
南洋廳	二七、九三三	二七、九三三	二七、九三三	二七、九三三	五六七、一九
計	一、二七、七一一	一、二七、七一一	一、二七、七一一	一、二七、七一一	一、三三、三三五

帝國鐵道 (資本勘定)	通借事業 (資本勘定)	歳入	歳出
出	出	出	出
五、七七〇	七、四五五	一三、三三五	一三、三三五
三、五五二	三、五五二	三、五五二	三、五五二
三、五五二	三、五五二	三、五五二	三、五五二
八三、〇〇六	八三、〇〇六	八三、〇〇六	八三、〇〇六

各特別會計の豫算についても、それ／＼一般會計の豫算編成方針に準じて編成したことは申すまでもない。又昭和十五年度に於て、各特別會計から臨時軍事費特別會計へ繰入れる金額は、

朝鮮總督府	五〇、四八一
臺灣總督府	一三、三六二
關東局	一一、九六〇
樺太廳	六、七七六
帝國鐵道	五〇、〇〇〇
通借事業	一七、〇〇〇
合計	一六〇、五八一

であつて、前年度に比して三三、一四八千圓の増加となつてゐる。なほ南洋廳特別會計は前年度と同様七〇〇千圓を一般會計に繰入れることとなつてゐる。

各特別會計の昭和十五年年度公債發行豫定額は、

朝鮮總督府	一九九、五〇〇
臺灣總督府	六、〇〇〇
帝國鐵道	六二、〇〇〇
通借事業	二〇、〇〇〇
政府出資	一五〇、二九九
計	四三七、七九九

臨時軍事費

最後に臨時軍事費特別會計の第三次追加豫算について述べれば、その歳出は、

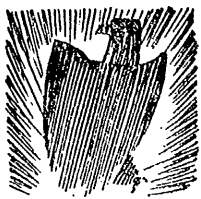
陸軍臨時軍事費	二、九七三、〇〇〇
海軍臨時軍事費	七三七、〇〇〇
豫備費	七五〇、〇〇〇
計	四、四六〇、〇〇〇

であり、その歳入は、

公債	三、六七三、八七二
他會計よりの繰入	七六〇、五八一
其他	二五、五四五
計	四、四六〇、〇〇〇

である。右のうち「他會計よりの繰入」とあるのは、前述の一般會計よりの繰入額六〇〇、〇〇〇千圓と特別會計よりの繰入額一六〇、五八一千圓の合計額である。又「公債金」とあるのは、いふ迄もなく支那事變公債の發行豫定額であつて、これを前に述べた一般會計の公債發行豫定額一、六七三、一七七千圓及び特別會計の公債發行豫定額四三七、七九九千圓に計算すると五、七八二、八五〇千圓となるのであつて、これを前年度に於ける同様の数字と比較すると一四二、六二〇千圓の減少となつてゐるのである。

なほ以上の臨時軍事費の第三次追加豫算と一般會計豫算との合計額は一〇、二八二、九六二千圓となり、これからさきに通り抜け勘定として述べた八七七、三五五千圓を控除すれば九、四〇五、六〇六千圓となるわけである。



青島會談の經過

内閣情報部

汪精衛の新中央政府樹立運動に一進化を劃すべき青島

會談は、一月二十三日から開催された。この會談は、新中央政府の母胎となるべき中央政治會議の組織及び新中央政府樹立の大綱その他新支那建設の基本的な問題について、汪精衛の純正國民黨及び既成政權たる臨時維新兩政府との間に完全な意見一致に到達するため、汪精衛が主宰して青島で開催したものであるが、これと時を同じうして蒙古聯合自治政府首席徳王の代理たる李守信將軍も青島に來つて汪精衛側と會談し、同政府と新中央政府との新關係設定に關する基本約定に調印した。會談は頗る圓滿順調に進行し、二十六日に至つて總ての問題につき完全なる意見の一致を見て終了したので、とりあへず現地よりの報道を基礎とし

て會談の經過を述べることにする。

青島會談に至るまで

汪精衛は一月二十二日、青島の迎賓館で新聞記者團と會見後、中央黨部宣傳部長代理林伯生より、和平運動の詳細な經過を發表した。和平運動については週報第五百一十一號に於て、「中國國民黨六大大會」なる標題の下に、昨年八月末上海に於て開かれた同大會までの經過を概説したのみであるから、それ以後青島會談に至るまでの経緯を説明するため、こゝに右發表文の後段を引用することにした。

(前略) 九月五日中國國民黨第六次全國代表大會第一

次中央執行監察委員會會議(一中全會)を開催し、黨内部の組織及び宣傳その他に關する件を決定し、各黨各派と協力して新中央政府樹立を議すべき中央政治會議に對する國民黨側の準備を討議した。國民黨自體に對する工作は六大大會及び一中全會を以て一應の段落を告げ、國民黨は茲に純正國民黨として改組せられ新中央政府樹立の有力なる一母體として更生するに至つた。

南京會談

汪精衛は九月十九日より三日間に互り南京に於て王克敏、梁鴻志と會同し中央政治會議開催に關する具體的協議を遂げた結果完全に意見の一致を見た。各黨各派中中國青年黨、國家社會黨等に對する連絡も順調なる進展を遂げ、無黨無派たるべき各政客、實業家、教育家等の参加は勿論、重慶内部に在りても本運動に合作するの要人續出し、その軍隊中大部は汪側にその聯絡者を派遣する状況となつた。これによつて見ても如何に四億民衆が汪精衛の和平反共建國運動に共鳴してゐるが察せられる。尙ほ一言附言したきは吳佩孚との關係である。吳は率先して和平救國に志し和平救國會

の首領として北支民衆運動を主唱し主として開封を根據として雜軍の回收に任じつゝあつたが、汪精衛の驟起を知りこれと合流すべく兩者の間に再三所信の交換があつた。然るに過般急進したのは正に出現せんとする新政權に取つて一大損失であつたが、この一派は新たな組織に於て依然吳の遺志を繼ぐべきものと信ぜられる。

青島會談

阿部内閣成立に當り、汪精衛は日本中中央部と聯絡せしむるため十月二日周佛海を東京に派遣した。周は連日政府要人と會談して日本帝國不動の決意を再確認し欣然として歸還した。其の後日本政府との間に中央政府樹立に關し各種の事項を協議し協調を得るに至つたので今回臨時、維新兩政府首腦者及び蒙古代表を青島に招致して中央政治會議開催に關する打合せをする事となつた。

青島會談の經過

二十三日

蒙古聯合自治政府首席德王の代理たる李守信は、午前十時迎賓館に來着、汪精衛の代理たる周佛海と會談した結果、汪精衛側は蒙疆地域の高度防共の必要を認めたこと、蒙古聯合自治政府側が來るべき新中央政府樹立に協力参加すべきことの二點を決定、周、李兩氏は蒙古聯合自治政府と新中央政府との新關係設定に關する基本約定に調印した。周佛海との會談を終つた後、李守信は汪精衛と會して挨拶を述べた。一方王克敏も午前十時、汪精衛を訪問して挨拶を述べた。かくて正午汪精衛は、王克敏、梁鴻志、李守信の三氏を主賓として迎賓館食堂に於て午餐を共にし、和氣藹々の會談がはづんだ。

二十四日

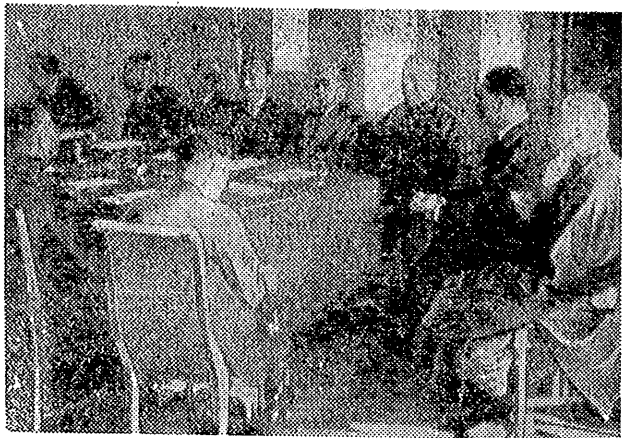
二十四日午前十時より、迎賓館に於て汪精衛、王克敏、梁鴻志三者鼎坐の第一次會談が開催され、午後零時半會談したが、散會後次の如きコミュニケが發表された。

本日午前第一次會談に於ては中央政府樹立大綱及び政府の名稱、首都、國旗問題につき協議したが、いづれも意見の一致

を見たり、尙其の際汪精衛氏は法統問題につき説明せり。即ち第一次會談に於ては中央政府樹立大綱、中央政府政綱及び政府の名稱、首都、國旗等の問題について汪精衛から詳細な説明が行はれ、王克敏、梁鴻志とも意見の一致を見るに至つたものであるが、中央政府樹立大綱については、新中央政府は和平救國防共を指導方針とする眞に舉國一致態勢を確立するため、國民黨、既成政權、各政黨、各界で人望ある有力なる人材を網羅することに意見の一致を見た模様である。また席上汪精衛は新政府が今後とるべき三民主義の解釋についても説明、また新政府は國民政府の法統を繼承するものなることを説明し、王、梁兩氏もこれに同意した。法統問題に關する汪精衛の説明は大要左の如きものであつた。

事變逐次鎮靜し全國の力量を集中して中央政府を樹立せんとするに當り吾人の考慮すべきは即ち法統問題である。蓋し茲に全國統一の中央政府を樹立せんと欲すればその方法として二つあり、その一は舊法統を破壞して新法統を樹立する方法である。右は即ち革命の方式にしてその

事たる不可能ではないがその必要なしと信ずる。何となれば今次の事變はその事が過去に於ける國民政府の政策



談會ので室議會館賓迎

梁鴻志、王克敏、李守信、周佛海、汪精衛、唐紹儀、王右軍、宋采深

の當を失したるによるものであつて、政制の良からざる爲

めに起きたのではない。

今日時局を收拾する目的は外に對して和平を求むるにあり、決して内に對して革命を求めるものではない。政策の當を失せる所は素より充分之を改むべく、政制にして多少の缺點あらばこれ又適當に改正して可である。この際根本的にこれを覆して、徒らに混亂を惹起する必要はない。故にこの必要なしといふ所以である。

其の二は舊法統を繼承し、少しくこれに修正を加ふる方法である。過去に於ける國民政府の法制が非難せられる事がありとすれば、それは全國の政治を推進すべき中央政治委員會の構成分子を中國國民黨の中央委員のみに限り黨外人士の参加なく、自然一黨專制の誤りを招く嫌ひがある點に存するのである。昨年中國國民黨第六次全國代表大會に於ては右制度を改革すべき旨決議し、大會の宣言に於ても又その趣旨を明らかにした。従つて今後中央政治委員會は國民黨一黨の獨占する所とならず、その他各合法政黨及び全國の賢能の士をいづれも法によりこれに参加して相協力して政治を議することとなるのである。かくて

法により中央政治會議の決議に基づき改組せんとし、従来通り政務を執行して和議を完成せば、法統、政策、いづれも遺憾なきを期し得べく、且つ最短期間に國民大會を召集し憲法を制定し憲政を實施せば、輦車熟路を走るが如く極めて順調に進むことを得べく、これを頻々として政制を改むるに比較すれば、寧ろ計の得たるものといふべきである。

また三民主義の解釋に關しては、汪精衛は、新聞記者團に對し左の如き談話を試みて其の所信を明らかにした。

三民主義は救國主義である。蓋し三民主義なるものは中國を半植民地の地位より解放し、以て國家の自由平等を獲得せしめんとするものであるからである。民族解放といふ點では即ち民族主義であり、政治解放と云ふ點では即ち民權主義であり、經濟解放といふ點では即ち民生主義である。

三民主義が救國主義であるといふことは以上の通りであるが、三民主義は又大亞細亞主義にも世界大同主義にも相通

するものである。何となれば三民主義の基本精神は中國固有の道德より出でたるもので和平を以て其の信條となし、侵略主義をとらないからである。

故に所謂大同であつて覇道ではない。即ち中國は先づ自己の修養によつて自ら自由平等の域に至り、而して初めて東亞の一員となり世界に伍することが出来るといふ建前である。之即ち「修身齊家、治國平天下」に合致するものである。

孫先生長逝後その黨との間に於て三民主義の見解に對し不一致の點を生ずるに至つたが、之は獨り三民主義に於て然るのみならず、凡そ一つの主義といふ物が流行した場合かくの如き現象を呈せざるは寧ろ稀であらう。その原因を察するに黨外の者の誤解に基づく所も勿論あるが、共產黨員の曲解に至つてはその弊最も甚だしといはねばならぬ。故に正しい三民主義の解釋といふ事はこの際極めて必要なことである。

そこで民族主義は狹隘なる國家主義でないといふこと、民權主義は個人の自由主義でないといふこと並びに民生主義

義はマルクスの共產主義と異り相容れないものであるといふことについて、三民主義の信徒は常にその説明に努力せねばならぬと考へてゐる。今回の會談においても自分はその所信に基づき、これを宣明解釋するに努めた譯である。

二十五日

二十五日の會談には汪精衛以下國民黨側、王克敏以下臨時政府、梁鴻志以下維新政府各代表が出席、先づ汪精衛より最近の日本側との交渉經過を報告、各代表の諒解を求めた後、中央政治會議組織辦法を上程可決し、中央政府樹立の時期、政治委員會組織の件、新中央政府機構等に關する諸問題につき意見交換を行った結果、いづれも意見の一致を見、汪精衛に於て適當の時期に中央政治會議を招集し、これ等諸問題を同會議に付議して正式に決定することとし、また中央政府樹立後は直ちに憲政實施に關する委員會を設置、速かに憲政期に入るべきことを決定した。なほ現在臨時政府の統治してゐる領域に關する政治形式の問題についても討議され、意見の一致を見、北支の特殊性が確定され、

又臨時維新兩政府の軍隊及び事務官吏の處理についても協議され、これらは勿論新中央政府に引継がれることとなつたと報せられてゐる。

二十六日

二十六日午前は王克敏、梁鴻志は個々に汪精衛を訪問、第一次、第二次會談に於て根本的に意見の一致を見た重要事項に關し、臨時維新兩政府既成政權として、中央政府樹立を根幹とする汪精衛側との關係を整理すべき確約に關する文書の交換を終へ、茲に青島會談は圓滿裡に大團圓を告げた。なほ此の日の會談で中央政治會議の組織に關する具體的内容については、汪精衛の提案が受諾され、中央政治會議委員の各既成政權及び各黨各派への振當、議決方法、會議開催の地點、期日、議題等につき完全な意見の一致を見た。

汪、王、梁の聲明

青島會談終了に當り、二十六日午後次のやうな汪精衛の

聲明及び王克敏、梁鴻志の共同聲明がそれ／＼談話の形式で發表された。

汪精衛の聲明

昨年九月末南京に赴き王委員長梁院長と會見、時局收拾の辦法について協議いたしました所、大體和平の實現と憲政の實施とに重點を置くべしといふに意見一致し、第一次會談としては相當の成果を挙げた次第であります。今回更に第二次の會談を行つたのであります。その結果は極めて圓滿でありまして、中央政治會議の組織につき相互に同意するに至りました。この中央政治會議なるものは中國國民黨、各既成政黨、各既成政黨、全國賢能の士と聯合し協同して組織するもので從來不統一にして相疎隔せる弊を一掃し協心戮力、以て時局收拾の責任を負擔し和平の實現と憲政の實施とに關する原則を定め、之により誕生すべき中央政府に對し其進行上執るべき態度を示さんとするものであります。これより以後全國國民は必ず一心一德この共同の目的に向つて前進し、外に

對しては中日親善關係の樹立に努力すると共に各友邦との國交を敦睦ならしめ、内に對しては戦後の建設に努力し政治の公明を圖り、人民の苦痛を解除するに至るべきを信じて疑はないものであります。この點より見て今回の青島會談は實に平和運動進展に一進化を劃したといふべきであります。

王・梁の共同聲明

事變以來臨時維新政府は相前後して成立、時世の要望に應へ和平を唱道し、戦敗の後をうけて秩序の回復を圖り、焦土の間に疲弊せる民生の救恤に努め、二年以來交々心力を盡して些か小果を擧げざるを得たるも未だ初志を貫通するに至らず、速かに中央政府樹立せられて責任の輕減せらるゝことを切望せるが、幸にも昨年夏秋の候より汪精衛先生南京、北京に臨まれ互に時局に關して商議せるところ、難局に處し敢然之に赴く精神により吾人を傾倒せしめ共鳴共感措く能はざらしむるものありたり。今や青島會談を経て進んで中央政治會議の開催を見んとす。惟ふに汪先生の談話中に發表

せられたる對外、對内施策の諸問題はいづれも吾人の日々希求してこの實現を望みし所、全國賢能達識の士も必ずや深くその苦心を諒としこの大業を冀賛助成するに至らん。復興は將に近きにあり。吾人之を翹望して已まざるなり。

青島會談の成果

前述の經過を要約すると、青島會談に於ては汪精衛側と臨時維新政府側との間に、新中央政府の先驅たるべき中央政治會議の組織及び新中央政府の樹立の大綱、新中央政府は國民政府の法統を繼承すべきこと、新中央政府の基本イデオロギーたる三民主義の解釋、政府の名稱、首都、國旗の問題、新中央政府の機構の問題等につき完全な意見の一致を見、又蒙古聯合自治政府と新中央政府との新關係が確立されたわけである。かくして支那新中央政府樹立の運動はこゝに劃期的な一進展を見たもので、汪精衛は、更に各黨各派、無黨無派の重望の士をも糾合した上、本會談で決定された中央政治會議組織辦法に従ひ、いよく中央政治會議の招集に邁進する段取りとなつた譯である。

十二月中に於ける北、中、南支方面綜合戦果

昭和一九四一年十一月二十六日
大本營陸軍部

品名	北支	中支	南支	累計
交戦セル敵側	三〇〇〇〇	七九〇〇〇	一七〇〇〇	二一六〇〇〇
捕虜	三〇〇六	四二一	一七〇	九〇〇
山砲	一	一	一	三
迫撃砲	一	一	一	三
重機銃	一	一	一	三
輕機銃	一	一	一	三
小銃	四八三	五五二	三六三	一三九九
拳銃	五九	二	八	六九
手榴彈	二九四	一五二	五〇	四九六
自動貨車	一	一	一	三
船	一	一	一	三
其ノ他彈藥、器材、被服等多數アリ				
我損害戦死	六六	二五五	八七	三〇八

備考 十二月中ノ主要作戦ハ敵冬季攻势ニ對スル反撃
 北支方面—包頭附近及山西省南部兩線沿線
 中支方面—長江兩岸、兩水下流、及ヒ安陽對岸附近、ソノ他
 南支方面—南寧、柳州、貴陽、昆明、成都、重慶、海防沿線

祭祀の制度と本年の紀元節祭

内務省 神社局

我が大日本帝國は、神國と申す通り、古來神事を重んじ、夙に神祇に關する制度が確立せられ、他邦に見られぬ特色を有してゐるのでありますが、明治の聖代以來益々これを整備せられて、今日に及んでゐるのであります。神祇制度の中に就ても、祭祀に關する制度が頗る重要な地位を占めるのであつて、これは畢竟神社存在の目的が祭祀に存するからであります。

社格制度

さて現今の祭祀制度の一斑を述べるに先だつて、社格制度のことを一應述べる必要があります。伊勢に鎮り坐す皇大

神宮並びに豐受大神宮の兩宮は之を併せて單に神宮と稱し奉り、之には社格の適用がなく、絶對尊貴の御宮柄とせられて居ります。次に官國幣社即ち官幣大社、同中社、同小社、別格官幣社(以上官幣社)、國幣大社、同中社、同小社(以上國幣社)の七種の神社があり、總稱して官社とも申し、更にその次に府縣社、郷社、村社の三種がありまして、通俗にそれ等を民社と云つて居ります。なほ別格官幣社は官幣小社に準ぜられる官社であり、無格社は獨立の神社として公認せられて居りますが、まだ社格の定められない民社であります。然らば制度上官國幣社と府縣社以下神社とはどう違ふかと申しますと、國家のこれに對する待遇が異なるのであります。後に申す神饌幣帛料の供進、或ひは奉仕の

神職などに就て差等があるのであります。

祭祀制度

神宮、官國幣社以下神社の祭祀制度を申述べるには、宮中の祭祀制度にも言及しなければなりません。これは別の機會に譲つて、明治四十一年皇室令を以て皇室祭祀令が定められてゐるといふことを申すに止めておきます。

先づ神宮の祭祀に就ては、大正三年勅令を以て神宮祭祀令が定められて居ります。これによると、神宮の祭祀を分つて大祭、中祭及び小祭とします。大祭には、祈年祭、神御衣祭、月次祭(六月十二月の兩度)、神嘗祭、新嘗祭(以上恒例)、遷宮祭、臨時奉幣祭(以上臨時祭)があり、中祭には日別朝夕大御饗祭、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、風日祈祭、天長節祭、明治節祭があり、大中祭以外の祭祀を小祭と致して居ります。そして大祭の中、祈年祭、神嘗祭、新嘗祭、遷宮祭、臨時奉幣祭には勅使が参向して、御幣物を奉られるのであります。年中恒例の祭に於ては神嘗祭が最も重

いものとなつて居ります。

次に官國幣社以下神社の祭祀に就ては、同じく大正三年勅令を以てその祭祀令が制定せられて居ります。これによりますと、大祭、中祭及び小祭の三種に分ち、大祭には祈年祭、新嘗祭、例祭、遷座祭、臨時奉幣祭があり、中祭には、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭、神社に特別の山絡ある祭祀があります。而して官國幣社の大祭に就ていへば、官幣社の祈年祭、新嘗祭、例祭、本殿遷座祭等、國幣社の祈年祭、新嘗祭等には皇室より、また國幣社の例祭、本殿遷座祭には國庫より、それ／＼一定の神饌幣帛料を幣帛供進使或ひは地方長官参向の上奉奠せられることになつて居ります。

また府縣社以下の神社に於ては、大祭たる祈年祭、新嘗祭、例祭に當り、特に指定せられた神社に限り、地方公共團體から定額の神饌幣帛料が供進使によつて奉奠せられることになつて居ります。なほ特別な神社として護國神社のことを記しますと、これは府縣社に相當するいはゆる指定護國神社と、村社に相當するいはゆる指定外護國神社とが

あり、いづれも官國幣社以下神社祭祀令の適用を受けるの
ですが、一般神社の大祭の外に、鎮座祭、合祀祭が大祭と
して認められ、例祭、鎮座祭、合祀祭にはそれ／＼地方公
共團體から一定額の神饌幣帛料が幣帛供進使或は地方長
官（市町村長）によつて奉奠せられることになつて居りま
す。

紀元節祭

さて紀元節祭は、さきにも述べましたやうに神宮、官國
幣社以下の神社に於て、それ／＼中祭と定められて居りま
すが、本祭の主旨はいふまでもなく毎年紀元節の佳節に方
り、皇位の大元をかしく敬ひ奉りて、寶祚の無窮、國
運の隆昌を天神地祇に祈請するのであります。こゝに、
顧みて本祭の制定せられた沿革を一言致しませう。

明治五年十一月十五日、太政官布告を以て、
今般太陽曆御頒行 神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候
ニ付、其旨ヲ被爲告候爲メ來ル廿五日 御祭典被執行

候事 但書

と制せられ、こゝに我が國に始めて「紀元」が制定せられま
した。即ち神武天皇御即位の年を以て我が國の紀元と定
められたわけであります。ついで明治六年一月二十二日
太政官布告を以て、

來ル廿九日 神武天皇御即位日相當ニ付御祭典後宴會
被爲行候事 但書

と定められました。ついで同年三月七日同じく太政官布告
を以て、

神武天皇御即位日紀元節ト被稱候事

と達せられるに及んで、こゝに「紀元節」といふ稱呼が定
まりました。神武天皇御即位は、日本書紀に、

辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮是歲爲天
皇元年

とあるやうに辛酉の年正月元日であります。布告に二十
九日とあるのは、明治六年一月二十九日が舊一月元日に當
るからであります。しかし御即位相當日を毎年不變のもの
に定める必要上太陽曆で逆算すれば、辛酉の年の正月元

日は二月十一日となります。よつて明治七年以來この日を
「紀元節」と定められたのであります。

かくの如き次第を以て紀元節が制定せらるゝと共に、こ
の佳節を壽ぎまつる紀元節祭が新たに神宮神社の祭祀に
加へられたので、これ全く明治天皇の敬意に基づくことと
拜祭するのであります。明治維新の大業が、神武天皇御
創業の古に復るを理想とせられたことと思ひ合すれば、こ
の佳節に際し、日本國民はひとしく皇國の昔を追念し、そ
の御精神を體して愈々皇運を扶翼し奉るべき心を鞏固にし、
敬祝の慶びを共にすべきであります。畏くも明治天皇は
御製に

橿原のとほつみおやの宮柱たてそめしより
國はうごかず (明治四十二年)

と遊ばされて居ります。惟へば現世界は、未曾有の動亂期
に際會し、國家の興亡、民族盛衰の運命はまのあたりに展
開されてゐます。この秋に當つて、わが日本は世界の中心
に立ちつゝ八紘一宇の大理想の下に屹然として濶歩してゐ
ます。この國に生を享けた者としての感激は言ひ盡すべく

もありません。而していま我が國は、興亞の聖戰たる支那
事變第四年を迎へ、益々粉骨碎身の誠を效すべき意義深き
紀元二千六百年に遭遇したのであります。我等臣民は、東
洋永遠の平和を希求したまふ大御心のまに／＼、愈々忠誠
の操志を堅守して、聖業翼贊に盡さねばなりません。

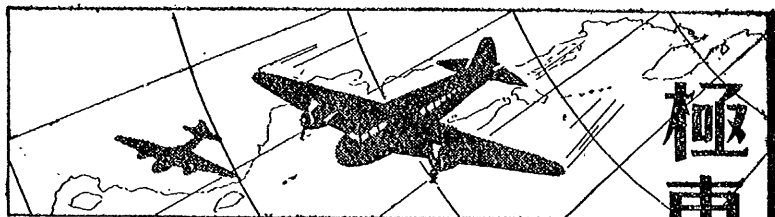
されば去る昭和十四年十二月二十三日、畏くも特別の思
召を以て、例年中祭たる紀元節祭を、本年に限り大祭とし、
新嘗祭に準じて神宮並びに官國幣社に奉幣あらせらるゝこ
とと定められ、府縣社以下神社に於ても、これを大祭とし、
畏き思召を體して地方公共團體より神饌幣帛料を供進する
こととなりましたことは、誠に意義深いことと存じます。
この時局下に二千六百年の佳節を迎ふる我等皇國民は、有
難き思召を奉戴して、この大祭に方り奉祝の誠を效すと共に、
舉國一致、億兆一心となつて皇國の隆昌を熱誠致した
いのであります。

X

X

極東を中心とする航空網

通信省航空局



★極東に伸びる

各国の航空路☆

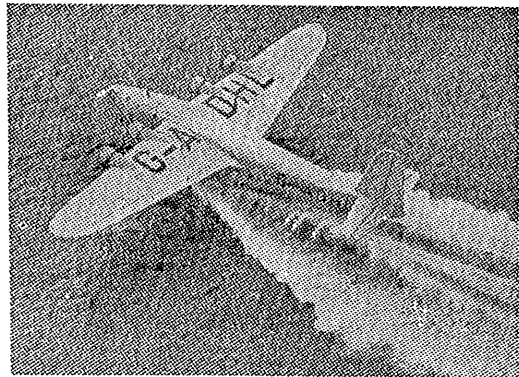
昨今歐米、東亞の逼迫した情勢は、勝敗の決定的勢力である空軍の質的及び量的な充實がますます喫緊事となつて来た。同時にこれと密接不可分の関係にある民間航空の振興が如何に緊要であるかは、第一次世界大戦後、歐米列強が苦しい戦後経営の中にありながら、航空の振興に最も力を注いだ實例に徴しても明らかである。

試みに、最近の世界地圖に目をやると、航空路を表示する空色の線が、歐米の各主要都市の上に蜘蛛の巣のやうに引きめぐらされ、遠く海を渡り、大陸を越えて、殖民地屬領に達してゐる。

今その極東方面へ進出してゐるものだけを挙げて、英國インペリアル・エアウェイズ会社のロンドン⇨バンコック⇨シドニー線及びバンコック⇨香港線、佛國エール・フランス社のパリ⇨バンコック⇨香港線、オランダK.L.M.会社のアムステルダム⇨バンコック⇨バタヴィア線及びK.N.I.L.M.会社のバタヴィア⇨シドニー線、ソ聯邦アエロフロットのモスコ⇨チタ⇨浦鹽斯德線、米國パンアメリカン・エアウェイズ会社のサンフランシスコ⇨ホノルル⇨グアム⇨香港線等の多數に上るのである。

航空事業は獨立企業として未だ收支相償ふまでに至らないので、各国共多額の補助金を與へて保護助長せしめてゐる。それは、たとひこの部門自體では支出超過とならうとも、殖民地經營上、商權の獲得上、航空の營む重要な作用を強く認識した事によるのである。即ち英國はインドと濠洲に、フランスは印度支那に、オランダは本國の五十倍に達する蘭領印度に、米國はフィリピン群島に對する勢力扶植の動脈として、比較的發達の幼稚な東洋方面に向つて進出して來てゐる。

更に支那國內に於ける航空に對し列國が如何に航空勢力の扶植を競ひつつあつたかは、今次の支那事變前の支那に於ける航空事業の全貌を明らかにすれば容易にこれを知ることが出来る。アメリカは一九二九年、早くも米支合辦の中國航空公司を設立して北京⇨青島⇨上海⇨厦門⇨香



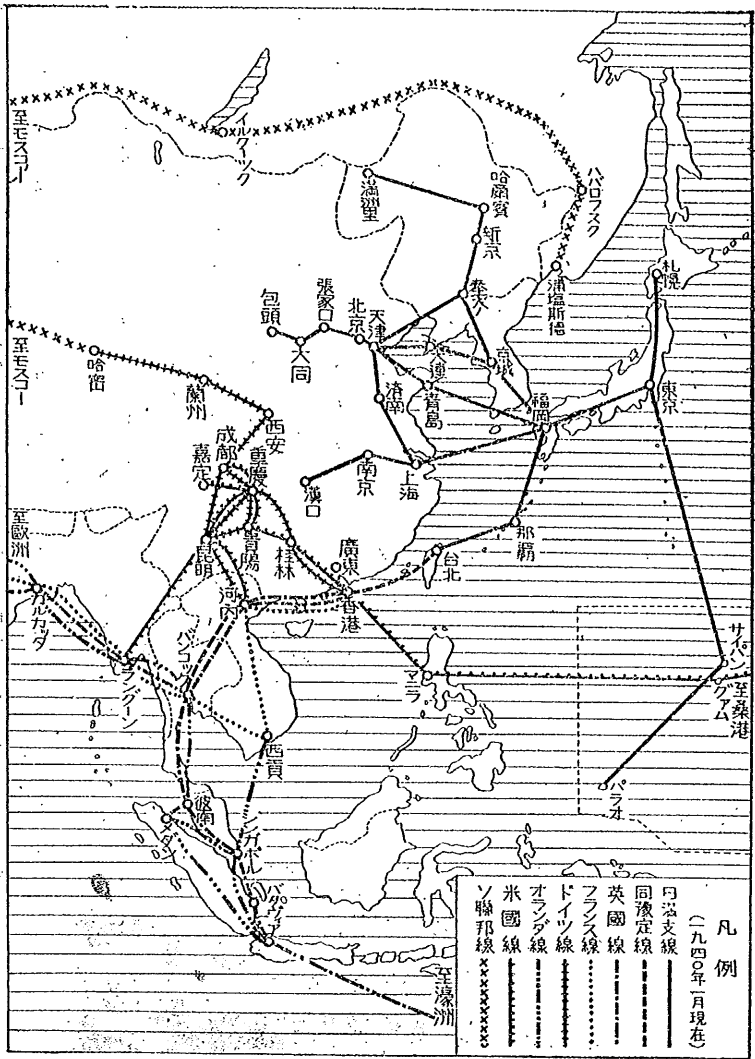
機アイパンエ・ト・ヨシのズイェウアエ・ルアリベソイ

港⇨廣東間、上海⇨南京⇨漢口⇨宜昌⇨重慶⇨成都或ひは貴陽間等に沿岸地域を主とする定期航空を經營し、次いでドイツは獨支合辦の歐亞航空公司を創始し上海⇨南京⇨鄭州⇨西安⇨蘭州⇨寧夏⇨綏遠⇨北平⇨太原⇨漢口⇨長沙⇨廣東⇨香港間等に定期航空を營み、また廣東方面には支那獨自の航空會社西南航空公司が設立されて、この方面の連絡に當つてゐた。

★立遅れてゐた

日本の航空界☆

かやうに、政治的、經濟的、文化的に重要な役割を演ずる航空路が、遠く海外から極東に進出し、隣邦支那の重要都市の殆んど全部を、主として外國の飛行機と採縦士の運航に委ねつゝあつたことは、わが國の識者を慨歎させ、遲延ながら北支に對しては、昭和十一年日支合辦の惠通航空公司の設立を見、大連⇨天津⇨北平



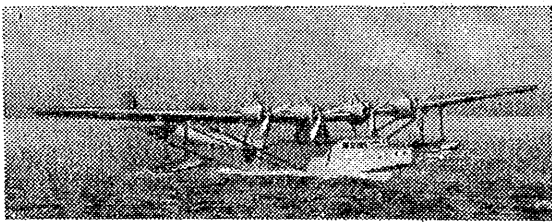
張家口間、天津―山海關―錦州間等の航空連絡に従事し、支那國內航空にいくばくかの寄與貢獻をなしたのである。

従つて、わが國に於ける航空事業を見ると、世界大戦に參戰したとはいへ、その體驗が直接的でなかつたためか、昭和六年の滿洲事變前までは、一般に航空の重要性に對する認識は極めて低く、歐米に於ける航空の發達は尙ほ遠い海の彼方のことと受け流され、また國家財政上の關係にも累ひされて、わが國航空事業はまことに寒心に堪へない状態であつた。他方わが國が未だ一歩も國外に航空路を伸ばすことが出来ないうちに、列強は上述の通り、強大な航空網を張つてわが國を包圍しようとする態勢を示し、海外商權の伸張に於ても、常に優位を占めてゐたのである。例へば、日本からシンガポールに至るには約二週間を要するのみに、歐米列強は地理的には五、六倍の距離にありながら、航空路を利用することによつて五日前後で完全に航空連絡を行ひ、旅客、貨物、郵便物を運搬し得たため、南洋に於けるわが商工關係者は、各種見本、見積書、設計書等の

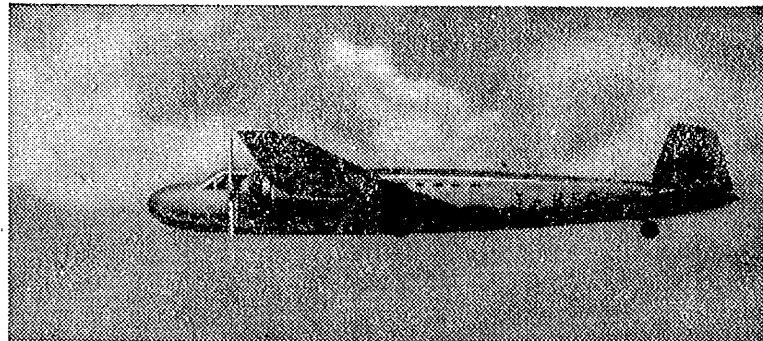
送受、機械類の取引に於て、歐米の業者に比して非常な不利に陥り、貿易上多大の損失を蒙りつゝあつた。

★滿洲事變と我が航空界☆

しかるに滿洲事變が勃發すると、軍の作戦に即應してわが航空機は後方連絡に、患者輸送に、縦横の活躍を爲し、事變の解決するに及んで、滿洲航空株式會社は滿洲國內のすみまゝに至るまで航空路を延長し、滿洲國の治安維持に、秩序恢復に、産業開發に、寄與貢獻したばかりでなく、昭和十二年六月、日本航空輸送株式會社の東京新京線及び京城大連線の開設により、日滿兩國の首都東京新京間即日連絡が可能となり、朝に東京を發つては夕に奉天、新京、大連



西川四式發機飛行機



三 菱 雙 輪 送 機

に着くことが出来るやうになつて、世人は漸く定期航空の國防上、政治上、經濟上に於ける重要性を認識するに至つた。

航空機の交通機關として持つ特色は、長速の距離を高速度に連絡し得る點にあるに拘らず、わが國は狹隘な國土に、他の交通機關が相當發達してゐるため、航空機が高速度交通機關としての機

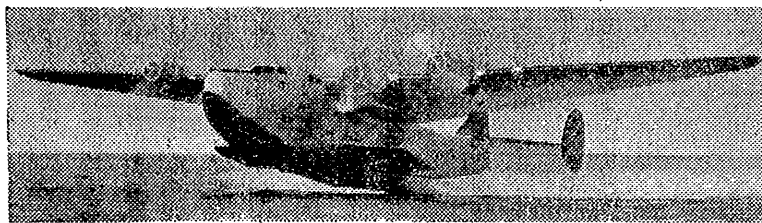
能を十分に發揮する餘地がなく、従つて世人が航空機の交通機關としての重要性について認識不足、或ひは識見の缺乏に陥つたことは蓋し當然のことであつた。しかし國際間の航空連絡、特に渺々たる海洋、峨々たる山嶽、または廣漠たる平原を越える國際間の交通が開けるに至つて、漸くその高速度交通機關としての眞面目を充分に發揮し得るやうになり、近時の一般の航空に對する認識は漸く昂揚され、二、三年前のそれに比し格段の相違を示すに至つた。

★支那事變と我が航空界☆

今事變の擴大と共に惠通航空公事は順に活潑な運航を實施してゐたが、一昨年十二月中華航空と改稱し、その資本金は六百萬圓に擴充するに至つた。膨大な地域の支那國內の政治的、經濟的、文化的諸工作を徹底的に遂行するためには、全支を地域的に接近させ、時間的に縮小させる交通機關、特に高速度交通機關の緊急な擴充の必要が、中華航空をして一躍五千萬圓の國策航空會社たらしめたのである。

このやうにわが國の航空事業も、日滿支三國間はもとより、漸く國際的にまで發展し航空事業の政治的、經濟的、文化的使命を如實に發揮するに至るに伴ひ、必然に航空事業主體の強化が要請されて來た。そこで先づ國內航空輸送事業を統制強化するため、一昨年十二月、日本航空輸送株式會社と國際航空株式會社とを統合して、大日本航空株式會社の設立を見るに至つたが、航空輸送事業のやうに、収益性乏しく、しかも國家的、公共的の重大な事業を單なる民間會社の經營に委ねべきでなく、官民協力して資金を集め、これに特別の保護助長を與へ充分な指導監督を加へる必要がある。大日本航空株式會社の制定となり、これに基つきわが國內及び國際航空輸送事業の經營につき獨占權を認められ、資本金一億圓、その内政府出資三千七百二十五萬圓の航空國策會社、大日本航空株式會社が昨年八月設立され、躍進日本の航空事業擔當の態勢を整へたのである。

大な支那國內の航空事業、特に治安維持といふ特殊目的を持つ支那の航空事業擔當に不十分なりとし、上述の通りその資本金も一躍五千萬圓となり、これに對し大日本航空株式會社からも多大の出資をなす外、種々の援助をなすこととなり、いはゆる姉妹會社の形態を整へ、かくて日支兩國の航空事業は、運輸上にも經營上にも一體化され、日滿支一體化の指導原則に完全に一致した體系となつたことは、日支兩國の將來を示唆するものとして特に興味あるところである。



一 パックグンイーボの航就に線港香コスシンラフソ

★躍進を期待される本年☆

かくて昭和十五年、聖戰第四年目の新春を迎へるに至つたのであるが、本年こそわが民間航空史に一新紀元を劃する紀元二千六百年にふさはしいものが期待されてゐる。先づ本年は對支航空路中未開始であつた南支の廣東に對する航空路として、近く臺北廣東線の開始を見ることとなつた。かくて既設東京臺北間の航空路を利用するときは東京、廣東間二日行程となり、今やわが對支航空権力は北支、中支、南支に及ぶに至つた。更に本年四月からは日滿直通（日本海横斷）線も毎週二往復就航し、東京新京間僅かに五時間半となり、朝食は東京で、晝食は新京でといふ風に、高度交通機關としての機能を如實に發揮するに至り、こゝに日滿支三國間の航空連絡は一應その體系を確立するに至つた。更に南の方太平洋に對しては、既に大型飛行艇により東京サイパンパラオ間に郵便、貨物の輸送を開始して太平洋に第一歩を踏出し、わが太平洋發展の素地が築かれるに至つたのである。

更に特筆すべきものは、東京バンコック線の開設であつて、昨年十一月泰國の首府バンコックに於て日泰航空協定の調印を了し、多年待望の定期航空業務を開始する日も間近になつたことである。このバンコックとの連絡は前述の歐洲からバンコックを経て極東に延びる英、佛、和諸國の航空路にそれ／＼連絡し、西半球の各國への航空連絡を見ることとなつた。かくて歐洲に對しては、僅かに八、九日を以て足ることとなり、又米國に對しても、パンアメリカン・エアウェイズ會社のサンフランシスコ香港線に連絡可能となつたことは躍進航空日本のために力強い限りである。

かくてこれ等諸外國線に連絡して濠洲、蘭領印度等に於ける國際商業戰にも、この東京バンコック間二日乃至三日連絡といふ有力な武器を得たことにより、わが國際貿易の發展に拍車をかけるに至ることは、邦家のためまことに慶祝に堪へない。

★ ☆

戰時統制物資講座

⑨

厚生省

醫

藥

品

戰時經濟統制の強化に伴つて、すべての重要物資に國家の統制が加へられてきたことは、事變處理の完璧を期する上に必然のことであり、醫藥品についてもこの國策に順應し、その需給に關し漸次統制を強化すべきは論を俟たない。しかしながら、醫藥品は醫療上不可欠の資材であり、従つてこれを需要者へ充分に供給することは國民保健上最も重要なことであるから、その統制に當つては、特殊性を充分考慮し、角を矯めて牛を殺すといふやうな手段は避け、最小限度の必需數量を確保するといふ

ことに主眼を置いてゐる。

事變發生以來の醫藥品の需給状況を概観すると、需要は漸増の傾向を示し、殊に大陸への輸出も増大してゐるので、十全な供給を行ふには、相當の生産擴充を圖らなければならぬのである。しかし現在の時局下では、工場設備の擴張をはかることは資材の關係で困難であり、また生産に最も必要な原材料の獲得も十分ではなく、殊に最近の石炭、電力の不足は生産に大きな打撃を與へてゐる有様なので、數ある醫藥品を萬遍なく増産して行くこ

とは到底不可能の状態である。

従つて當面の對策としては醫療上最も重要なものの供給確保に努力を集中すべきであつて、それには國産藥品などはあらゆる方法で増産を圖り、外國藥品は資金の許す限り輸入し、かつ外國への輸出も適當に制限して國民醫療に缺陷ないやう努めねばならない。その結果、重要醫藥品以外のものは自然に生産減退、又は輸入皆無になるものもあらうし、場合によつては、政府の命令により製造を制限させることもあるであらうが、事變下やむを得ない犠牲として辛抱して貰はねばならない。一般に、從來の統制はまだ當局の指導による自治的統制が多いが、事態はこれでは満足できない事情に向つてゐるので、今後はいよく生産、配給、消費及び價格等に關し一貫した國家の統制計畫の下に需給の調整を圖らなければならぬ。

次に醫藥品に關する統制の現況を簡単に説明することにする。

輸入統制

近代科學の進歩と共にわが國の製藥業も急速な發達を遂げ、優秀な醫藥品をドシ／＼産出するやうになり、現國內で消費される數量の殆んど九割までは自給できる状態である。しかしながら重要醫藥品の中、わが國では原料の全然手に入らぬものや、製法が特許のために製造出來ないものが尙ほ相當あるので、これ等はどうしても輸入に俟たなければならぬ。例へば、キニーネ、吐根、サントニン、麥角、テオブロミン、大風子、セネガ根、アテブリン、ブラスモヒン、チアール等である。

醫藥品の輸入は一般物資同様、物動計畫によつて統制を受けてゐるのであるが、醫藥の特殊性に鑑み相當多額の金額を認められてゐるのであつて、前述のやうな重要醫藥品の輸入には絶対支障ない状態である。しかし豊富ではあるが、限りある輸入資金を最も有効に使ふには、絶対輸入に俟たなければならぬものだけを限定し、他の一切のものは輸入を禁止しなければならない。従つ

て國産の可能なもの、又は國産薬で代用できるものは當然輸入を制限されることになる。そこで從來相當輸入されてゐたもので今日全然姿を消したものが少くない筈である。

かく輸入の統制を合理化するため、昭和十三年九月従前輸入品を取扱つた實績のある業者を以て日本醫藥品輸入統制會を結成させた。この會の目的は、月々會員の輸入希望を取りまとめて厚生省の承認を受け、輸入數量を決定の上輸入業者に輸入させ、その品物は全部統制會で購入、會員に配給することにあるのである。たゞ本會の取扱ふ品目は局方藥品とその原料に限るのであつて、局方外の、いはゆる新藥新製劑は個々の業者が直接取扱ふことになつてゐる。なほこの會の今までに取扱つた品目は百八十三種に上つてゐる。

輸出統制

昭和十四年十二月七日、厚生省令を以て藥品輸出取締規則が公布され、特定藥品につき輸出許可制が採用され

配給統制

醫藥品の需要者に對する最も公平なる分配を期するに、配給機構の根本的改革整備を要することは一般物資の場合と同様である。現在醫藥品の配給系統は實に複雑で、現機構のままでは到底合理的配分も出来なければ、開取引の防止も出来ないのである。根本的改革は今後の問題として残されてゐるのであるが、配給の圓滑を期する上には、取急いでその實現に邁進しなければならぬ。

次に現在實施中の一部の配給統制を述べることにしよう。

(一) 醫藥品原料の配給統制

重要な醫藥品原料の圓滑な配給を圖るため、昭和十三年十一月、製薬者を以て「全國醫藥品原料配給統制會」を組織し、原料の製造業者から一括供給を受け、それを過去の實績により會員に配分してゐるのである。現在まで配給を行つた品目は水銀外十四品であるが、將來漸次増

加する筈である。

(二) 輸入生薬の代用たる國産生薬の統制

事變以來輸入生薬を驅逐するため國産獎勵に努めてゐるが、その蒐集配給の機關を缺くときは、商人の思惑の誘發、或は生産品取引價格の低下等を生じ、生産者に不測の損害を與へることがあるから、昭和十三年九月、業界有力者をして國産生薬會（最近國産生薬株式會社に改組を組織させて國の行ふ國産獎勵に關する實地指導と、その結果増産した生薬の引受及び配給をなさしめることとしたのである。現在取扱品目は龍膽（りんだうの根）、半夏（からすびしゃく）、石榴皮（ざくろの根皮）、晒桔梗根、牽牛子（あさがおの種）、ロート根、コケモモ葉である。

(三) 輸入漢藥の配給統制

従來漢藥の輸入も日本醫藥品輸入統制會で一括取扱つてゐたのであるが、特に統制を強化する必要があるので、漢藥だけは昭和十四年十一月から別個に日本生薬統制株式會社で輸入することに組織を變更した。この會

社一括輸入した漢藥は、地方卸商團體を経て府縣毎に設立された、賣藥工業組合に賣藥原料として配給され、又醫藥品原料配給統制會に製藥原料として配分されるのである。

(四) 國産生薬の配給統制

國産生薬の不足のため最近配給の不圓滑を來す有様で、開取引の弊著るしく、偏在を生ずる虞れがあるから、近く東邦生薬統制株式會社を創立し配給の統制を實施する豫定である。本會社は産地生産者から一括購入し、これを全國各地の國産生薬卸商組合に配給し、同組合を通じて更に賣藥製造工業組合、又は小賣業者に適正價格で配給を行ふものである。

(五) 局方ガーゼ及び脱脂綿の配給統制

日本藥局方ガーゼは、その醫療用途のため純綿製品を認められてゐるのであるが、従来やゝもすればガーゼ生地が他に流用される弊が多いので、この製造配給を統制する必要がある。このため局方ガーゼについては、商工省で近く設立する特免織物製造株式會社で製織された

ガーゼ生地を、一括して全國局方ガーゼ製造統制株式會社が購入し、漂白脱脂加工して製品とし、一定の大きさに截斷した上、全國局方ガーゼ配給統制商業組合を通じて切符を以て組合員に販賣することになつてゐる。なほ脱脂綿についてはまだ機構が確立しないが、製綿が脱脂綿用途外に流れることを防ぐため、ガーゼと同様な統制組織が出来る豫定である。

(六) ヨード塩類の配給統制

最近ヨード原料の不足で、ヨード塩類の缺乏を來したので、これを需要者へ均等に配分するためヨード塩類の製造業者をしてヨード塩類協議會を組織させ、本會で配給券を發行することとし、醫師、藥劑師、製薬者、その他の需要者に公平に配分を實行中である。現在配給してゐるのはヨードカリだけであるが、順次他のものも統制する筈である。

價格統制

醫藥品の價格は事變前に比し漸次高騰を續け、昭和十

三月五月頃は約五割の大幅値上げの状況で、この昂騰の抑制は急を要する事情であつたので、昭和十三年七月中央醫藥品自治統制委員會を組織し、厚生省指導の下に東京、大阪に於ける中央卸賣價格の自治統制を實行させることとした。かくて同年八月から重要局方藥品二百餘について標準卸賣價格を決定し、價格統制令實施まで實行して來たのである。一方小賣價格についてもそれ／＼各府縣に自治統制委員會を設置させ、前記標準卸賣價格を基準にして地方小賣價格を決定實施させたのである。これによつて醫藥品の騰勢は著るしく抑制されたことは勿論である。ところが、價格統制令が公布され、從來の自治統制から公定制に變つて來たので、醫藥品も今後順次公定價格を決定して行かねばならぬことになつた。しかしさし當り特定藥品については、九・一八價格に代る協定價格を業者に協定させる方針である。

國産獎勵

醫藥品にして國産可能なものは出来るだけ輸入を阻

止して、國內で自給する方を講ずべきはいふまでもない。この必要から、さきに日本藥局方を改正して出来るだけ國産藥品を收載した外、國の豫算にも特に國産生藥につき少額ではあるが、補助獎勵又は蒐集斡旋の經費を計上、國産獎勵に努めつゝある。即ち驅蟲劑として有名なサントニンは年々ソ聯から莫大な輸入をしてゐるのであるが、國産ミブヨモギからサントニンの抽出に成功したので、昭和十三年度以降補助金を交付して北海道、東北方面に栽培を奨励して、行く／＼は輸入を防止する計畫である。又乳糖の輸入防退のため、北海道に多額の補助をなし、更にセネガ根及びカカオ脂の代用である肉桂脂の原料植物肉桂の栽培獎勵により輸入を喰ひ止めようと計畫中である。又蒐集斡旋費を計上してウワウルシ葉の代用であるコケモモ葉、ゲンチアナ根の代用である龍膽及び當藥(せんぶり)、ヤラップ根の代用である牽牛子、杏仁の代用である枇杷仁、更にロート根、半夏、桔梗根等を極力蒐集させて醫藥の供給に萬全を期してゐる。



節酒はなぜ必要か

造石高制限と禁酒、節酒運動

精進運動と禁酒問題

「禁酒」は平時から、保健衛生、社會風教、家庭道徳等いろいろの立場から、やかましく論議されてゐる問題です。それが支那事變が始つて以來、國民精神の緊張と國民體位の向上といふ二つの方面から、禁酒、節酒の必要が痛感されるやうになり、國民精神總動員運動でもこの問題を取りあげてをります。

即ち昨年國民精神總動員委員會で決定した「公私生活を刷新し戰時態勢化する基本方針」では、特に第一期の刷新項目として一定の階層(例へば學生、生徒など)の禁酒とか、一定の場所(例へば停車場や汽車、汽船の中)の禁酒を取りあげ、

實行に努めてをります。また一體力向上に關する基本方針の中にも特に「禁酒禁煙、節酒、節煙の勵行」を擧げてゐます。與亞奉公日などには特にこの趣旨が非常によく徹底して、カフェーやバーは休業といふやうにまでなつてゐます。

米の減收と節米の必要
かやうに國民精神總動員の禁酒運動は、着々實績を擧げてゐるのでありますが、こゝにもつと思ひ切つた、徹底的な節酒運動を起さねばならぬ事情が新らしく起つて來ました。

それは御承知の食糧米の問題と酒を造る石高を半減する造石高制限の問題です。昨年の西日本と朝鮮の旱害のため米

の著しい減收が傳へられました。一面消費の方は戦争のため需要が増加する一方です。しかも食糧が不足しては戦争を續けることが出来ません。しかし戦時下の現在では労働力の不足、肥料の不足、農薬用資材の不足などのため急進米の生産増加を望むことは無理です。

そこで戦時下の食糧の充實確保を期するため、政府は昨年十一月國家總動員法に基づいて米の摘精制限令を出し、七分摘を勵行せよとしましたが、國民精神總動員運動としても戦時食糧充實運動を起し、米の節約に努めてゐるのであります。

約半分に減る造石高

一方また政府は御承知の通り外國から相當多量の米を買入れて、食糧の確保に努めてゐます。戦争を遂行するためには、出来るだけ外貨を獲得しなければならぬ際に、食糧米購入のために逆に多額

の資金を海外に流出させ、しかも他面、貴重なる米を、享樂的に浪費される方面の酒の製造に使用することは明らかに不合理です。こゝに酒の造石高制限となつたのであります。つまり今までは一年間におよそ四百萬石の米を使つてお酒を作つてゐたのですが、今年からこれを半分くらゐに減らさうといふのです。これによつて約二百萬石の米を食糧米に振向け、假りに一石三十圓として六千萬圓の金が海外へ流れ出ないやうにしようといふのです。

解決の捷徑、禁酒と節酒

勿論酒の出来高が半分になるのですから、酒の需給關係は非常に窮屈になります。そこで政府でも消費の制限や配給の削減についていろいろ苦心してゐますが、その解決の最大の問題は、酒を飲まなくても済む人は絶対に飲まないやうに

し、どうしても飲まずには居られない人は出来るだけ飲む量を減らすこと、つまり禁酒、節酒です。

しかし禁酒、節酒といつても、なんでもかでも一緒にして「酒を廢せ、減らせ」といふのは不合理な話です。一日の仕事に疲れた人がその疲れを癒すために飲む一杯の酒は、やがて翌日の活動の原動力ともなります。一日の激しい労働にくたくたになつた労働者や、農民達の夕に飲む一杯のお酒は出来るだけ確保しなくてはなりません。お酒は先づこの人達に廻さねばなりません。

無駄な酒の消費を自廢

先づ節酒すべきは享樂的方面または儀禮的方面に無駄に消費されてゐる酒です。戦時下のいま、心の緊張を缺くと指弾を受けるやうな酒の飲み方は絶対に廢めねばなりません。カフェー、バー、料

理店などでの觀氣騒ぎ、豪華な宴會等戦時下國民として當然自廢すべきことでもあります。

また結婚、葬儀の場合に出す酒、形式的な社交的な宴會など虚禮に互るものは、生活刷新のためにも、この際斷乎として廢める必要があります。盃洗の中へ無駄に酒を棄てる蓋の獻酬は、衛生上からも廢止の必要が痛感されてゐます。

現地の將兵すら節酒

要するに酒は一部の人々には慰安品ともなり、生活の糧にも近いものです。これに反して濫費されると幾多の害毒を社會に流すこととなります。明年度から現實に酒の出廻りが約半分に減るわけですが、この濫費される方面の消費を慎みさへすれば節約の餘地は多分にあり、どうしても配給せねばならぬ方面への供給も確保出来るわけです。

「われ／＼は飲まなくても、現地の將兵にだけは何とかして……」といふのは銃後國民のひとしく慓々感憤でせうが、その陸軍でも現地の軍の加給品や酒保の酒の量を相當に減らして節酒、節米の運動に協力してゐます。銃後のわれ／＼國民が酒を慎まねばならぬことは申すまでもないことで、花見の酒なども本年は特に慎まなくてはなりません。

前歐洲大戦の際、イギリスではお酒の販賣時間を制限し、正午から二時間と午後六時半から三時間と合計五時間しか販賣を許しませんでした。アメリカでも、フランスでも、同様な措置を取つたのであります。これに比較すればわが國の禁酒、節酒運動などはまだ／＼手ぬるいといへます。

節酒と戦時態勢の強化

酒の消費を節約する以上、同じ酒類で

あるビール、洋酒、燒酎等の消費も節約せねばならないことは勿論です。かうして少くなつた酒を出来るだけ有效な方面へ振り向けるやうにし、一方戦時下にふさはしくない酔態

を街頭から消し去つて、戦時態勢を一段と強化することが出来るれば、強力日本建設のためにも、新東亞建設のためにも意義深いものがあるものであります。

需給關係の逼迫と共に最近、酒の買溜、賣惜み、或ひは闇取引などの言葉が聞かれ、また酒へ水を割るといふ非難も多く聞えますが、生産

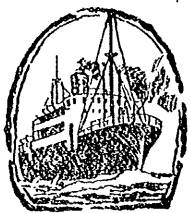
者配給者の側でもいやくも戦時を利用して私腹を肥さうなどといふ非國民的行爲があつてはならないのであります。

内閣情報部

寫眞週報

第百一號 (二月三十一日發行)

- ☆表紙 米内首相 ☆米内内閣の陣容
- ☆淺間九下イソ船暴拉致事件 ☆廣州を守る
- ☆焦土に打ち寄す銃後の心
- 静岡の大火は早くも復興へ —
- ★東京市民ハイキング
- ☆英雄拳士 ☆讀者のカメラ
- ☆讀物ページ
- △時局の動き △新兵器のはなし(二)
- △百億豫算とわたしたちの生活
- △淺間丸事件と政府の方針
- △お嬢さん奉仕隊の報告書(下)
- △混食料理のおすゝめとその獻立(二)
- その他陣中文藝、漫畫等



浅間丸事件について

外務省情報部

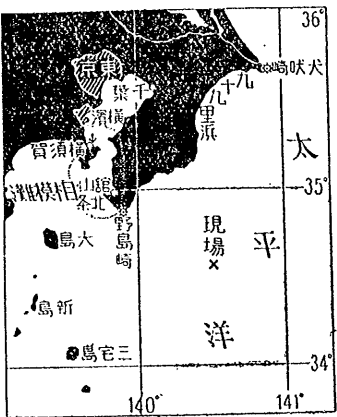
去る一月六日にサンフランシスコを出帆し、ホノルルを経て横濱へ歸航の途にあつた日本郵船會社の浅間丸は、二十一日午後零時五十分頃、千葉縣野島崎沖三十五哩の地点(東經百四十度三十一分、北緯三十四度三十四分)に於て、一英國巡洋艦から停船を命ぜられた。そして、この英國軍艦は士官及び水兵數名を浅間丸に派遣し、國際法上の權利に基づくと稱して詳細な理由を説明せず、且つ同軍艦の艦名さへも明示することなく、ドイツ人船客二十一名の引渡しを要求し、浅間丸船長はその要求を拒絶したにも拘はらず、英國軍艦はそれを押し切つてドイツ人船

客を拉致し去つたのである。

從來、わが國は、一九〇九年(明治四十二年)のロンドン宣言第四十七條たる「中立國船舶上から拉致出来る者は現に軍籍にある交戦國人に限る」といふ國際上の一般的原則に據つてをり、それに反し英國は、第一次大戦當時、封鎖強行の必要から一九一四年(大正三年)十一月に「俘虜となすべきは十八歳以上五十歳以下にして軍役に服し得べき體格を有する一切の男子を含み、旅客たる船員たるとを問はずひとしくこれを俘虜とすべし」といふ訓令を發した事もある通り、廣義の見解を主張してゐたのであつた。

そして去る一月月上旬、英國當局は我が國に對し非公式

に、ドイツ人の技術者ならびに徴兵適齡者を乗船させないやうにしてほしい。もし日本船がそれらドイツ人を乗船させる場合、英國はそれらドイツ人を船から拉致する權利を留保するものであると申入れて来たが、わが國はこれに關し、英國の申入れは承認出来ず。わが方の見



解として
は、中立
船上に在
る船客が
交戦國の
現役軍人
である場
合にのみ

他方の交戦國人がそれを抑留出来るものであり、それ以外の場合には抑留することが出来ないといふ從來の國際慣例を堅持する旨を英國へ申送つておいたのである。

このやうな行態により英國側は我が國の態度を十分

に知つてゐた筈にも拘はらず、突然に、しかも我が國の近海に於て、英國軍艦が日本の船舶に對し前述のやうな強行措置に出たことは、英國として重大な非友誼的行爲を敢へて犯したものに外ならず、ために我が當局は事態を極めて重視したのであつた。

即ち、英國軍艦の浅間丸に對する措置は頗る不穩當であるとの意見に一致し、二十二日夜クレギー英國大使を外務省に招致して、谷外務次官から次の要旨により帝國政府の見解及び抗議を申入れた。

一、英國軍艦は、浅間丸船長がドイツ人船客の抑留を拒絶したにも拘はらず、國際法上の權利と稱し一方的見解を以てそれを押し切り、抑留措置を強行した。

二、中立國船舶に對し引渡しを要求出来るものは、敵國軍に編入されてゐる者に限ると云ふロンドン宣言による原則を採用してゐる我が國と、英國側との見解に差異のあることを十分に知つてゐる英國側が、そのやうな非友誼的行爲をあへてした點を重視する。

一、帝國政府としては英海軍の執つた處置を容認出来ず、

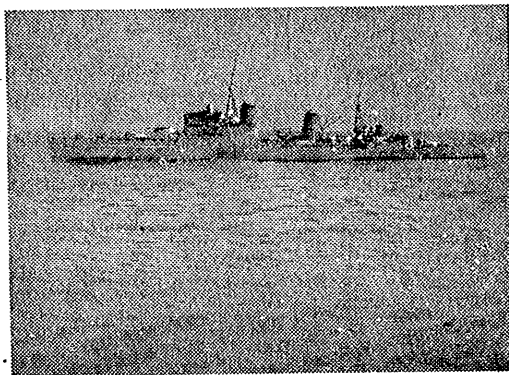
英國側の根拠ある十分な説明を要求し、且つ抑留されたドイツ人の引渡しを英國政府に要求する権利を留保する。

一、今回英國側の採った處置は我が國の輿論に甚大な衝撃を與へてをり、今後このやうな行爲が繰返されぬやう日英國交の大局から英國側の深甚な考慮を要請する。

なほ抑留されたドイツ人については「引渡し要求の権利を留保する」と申入れたのは、抑留されたドイツ人が現役の軍人であるかどうかの問題について、未だ英國から何等の説明がないためである。

次いで二十三日、更に有田外相からクレギー大使に對して、前夜谷次官から同大使へ手交した申入れと同様の嚴重な抗議を行ひ、帝國の輿論は著るしく激化してをり事態は極めて重大な旨を述べ、英國側が淺間丸臨檢事件のやうな不祥事を再び惹き起さぬやう、深甚の考慮を拂はれたい旨、重ねて帝國の見解と決意を表明したのである。

さて、わが國と見解を異にする英國側をして非友誼的な行爲を犯させたところの「公海に於ける中立國船舶上の敵人抑留」について、



でこそ「敵人抑留」について廣義解釋の立場を固執してゐるものの、曾ては現在と全く反對な見解を主張してゐたのである。

先づ英國を巡る中立國船舶上の敵人抑留について、從來各國はどの見解に據つてゐるのであらうか。

即ち、去る一九〇九年(明治四十三年)、ロンドン海戦法規會議が開催された當時までの英國は、「軍人である」と否とに拘はらず公海に於て中立船上から敵人を拉致することは出来ぬ」といふ見解に據つてゐたのである。

へ進入したドイツ軍が、兵役の義務を持つ者をすべて俘虜としてゐるといふ理由で、英國は一九一四年(大正三年)十一月一日付の通牒を發し、中立船上の兵役義務を持つ一切の敵國人を俘虜とする旨を主張するに至つたのである。



英學說との折衷により、「中立國船舶上から拉致出来る者は現に軍籍にある交戦國人に限る」旨が定められ、こゝに

英國は從來の慣行をひるがへし、敵國軍に編入されてゐる者(即ち現役の軍人)のみに限り公海の中立船上から敵人の拉致を認めると云ふ立場をとるに至つた。その後世界大戰の勃發となり、ベルギー及びフランス

フランスも一八六一年のドレント號事件當時は、現役の軍人以外には公海の中立船から拉致することは出来ぬ」と云ふ説を稱へてゐたが、一九一二年に至り、たとへ兵力に編入されずとも十八歳から五十歳までの敵人は、軍事行動に關係のある役務に従事させない旨を書面で約束されてない限り、中立船上から拉致し得ると主張し、世界大戰に際し一九一四年十一月三日付の通牒により、中立船上から豫備兵役の敵人をも拉致する事となつた。そして世界大戰に於ける英佛側のこのやうな一方的主張による中立船の敵人拉致行爲は、ドイツ、オーストリアはいふまでもなく、當時中立を保つてゐた米國から嚴重な抗議を受け、就中米國の抗議に對しては讓歩し、拉致した敵人の全部又は一部を釋放したのである。(米國が後に至

り参戦したのでその機となつた事件も多い。

ドイツは、一九〇九年の捕獲規約によつて、豫備役にある者又は義勇兵にならうとする者が、召集又は募集に應じるためその途上にある場合は、「敵國軍に編入されてゐる人員」と見做されない旨を明言してゐるが、これはロンドン宣言の趣意に異ならないのである。

イタリアは、一九一五年に至り、中立國船上にある敵の兵力に屬する者のみならず、敵の兵力に加はる意思を持つ者も、拉致出来るといふ規則を制定したのであつた。

三

以上のやうに、「公海に於ける中立船上の敵人抑留」についての解釋は國によつて相違してをり、且つ同一國家と雖も自國の都合によつて一方的に其の主張を改變して來てゐるのである。又ロンドン宣言が條約としての效力を發生してゐないのは周知の通りであるが、本問題に關する其の規定は全世界主要國の主張を折衷して定められたもので、學說上に於ても極めて公當視されて來たもの

である。そして過去に於て之に反する態度を採つた交戦國は必ず中立國から嚴重な抗議を受け、結局之に屈せざるを得なかつた。従つて此のロンドン宣言の原則は少くとも國際慣行上は確立されてゐるものと言へるのであつて、交戦國が一方的に之に反する主張をしても中立國としてこれを認めることが出来ないのである。

従つて國際慣行を以て淺間丸に對する措置を理由づけようとする英國の主張は明らかに不當と認めざるを得ない。ロンドン宣言の規定にわが國の海戦法規も準據してゐるとは前述した通りである。

いづれにしても、英國側は我が國と見解を異にしてゐるのを知りながら、しかも我が國の極めて近海に於て、敢へて淺間丸問題を惹き起した非友誼的行為の影響は重大と云はざるを得ない。帝國政府としては、英國側今後の出方を嚴重に注視しつゝ、正式回答を待つて適宜の處置をとることとなつてゐるが、わが方の提出すべき要求はあくまでも貫徹を期するといふ、強硬決意を以て交渉を進めてゆく方針を堅持してゐるのである。

臨檢・訊問・抑留・拿捕

淺間丸の臨檢事件、龍田丸の訊問事件が最近相ついで發生したが、これら臨檢、訊問及び抑留、拿捕などは、いかなる國際法に基つて行はれるものであるかについて、簡単な説明を加へてみよう。

まづ戦時に於ける臨檢についていへば、これは戦時に於て交戦國の軍艦が、いづれの國の商船たるを問はず、交戦國の作用として行ふ權利に基つたものである。従つて、この權利の行使が適當に行はれる限りは、一般に國際法で許される場所のものである。こゝに注意すべきことは、臨檢を行ふ權利は軍艦に限られること、臨檢の目的物は私船であつて、中立國の軍艦を臨檢することはできない。臨檢される私船の中、中立國

の私船でも、それが本國軍艦によつて護送中のものは、これまた臨檢せぬのが慣例となつてゐる。

臨檢の場所は、中立國の領海外、即ち公海、或ひは條約慣例により戰國行為を禁ぜられた場所例へばスエズ運河、ダーダネルス海峡等以外では何處でも行へる。臨檢の目的は、本來、嫌疑あるものを臨檢するにあるから、戰場から餘りに遠隔の地で臨檢するのは、不穩當な行爲と見られることが多い。そのため約束によつて臨檢を行はぬこととした例もある。又、中立國の近海で行ふのも、それが領海外であれば、法律上は不可との根據はないであらうが、臨檢の結果は、領海國の國民の感情を刺戟し、その國の通商も妨害することとなるので、國際禮讓の上からは差控へるべきであらう。現に前大戦中、英艦がニューヨーク近

の海面を遊弋したため、米國民の激昂を招き、米國政府は英國政府に對し強硬な抗議をしたことがある。

臨檢の目的は、その船の船格は何處か、その任務が敵の行動を補助してゐるかどうか、禁制品を積んでゐるかどうかを調べ、抑留又は拿捕の必要の有無を判斷することにある。

次に臨檢の手續としては、まづ嫌疑をかけた船舶に停船命令を發する。その時は必ず眞の軍艦旗を掲揚する。といふのは、追跡中などは、偽の國旗を掲げることもあるからである。

軍艦が臨檢の意思を通告する方法には、まづ信號旗又は汽笛を以て傳達する。夜間は軍艦旗の上に白燈を掲げて示す。天氣の都合で意思を通じ難いか、或ひは商船が信號に應ぜず停船せぬ時は空砲二發を連發し、なほ必要あれば船首の前方に、實弾を命中させぬやう發射する。それでも應じな

時は船を攻撃し、更に必要なれば船體を射撃する。

かういふ手續で商船を停止させるのであるが、この場合なるべく商船の原航路を維持させるのが普通である。しかし、天候の都合や、敵の妨害攻撃の危険ある時は、臨検港や島影などに連行することもある。

さてその上で調査に着手するが、その際軍艦は臨検士官一名と、適當の補助員及び少數の端渡員を派遣するのである。その場合、士官補助員は服装の一部と看做される船員は許されるが、端渡員は武器を携帯しないことが例になつて居る。尤も商船側に抵抗の氣配が見えるやうな場合には、自衛上武器を携帯することもある。また臨検員は被臨検船から積極的な援助、たとへば商船にボートを送ることを求めるが如きことは出来ない。網羅手を降してやる程度のことである。尤も船長の自發行爲は論外とみられる。

臨検の方法としては、まづ船舶書類を調

査し、その上で船の行爲、積荷、乗員に嫌疑なきかを確かめる。このとき船長が船舶書類の提出を拒めば拿捕されても仕方がない。

臨検し、書類を檢しても、なほ嫌疑ある場合には、積荷、乗員などを直接調べてよい。その時に人員不足ならば、軍艦から補助員も呼びよせ得る。搜索の時は必ず船長かその代理人を立合はせ、閉鎖した場所を開くには、立合人の手で開く。尤も要求に際してそれを拒めば強力で開か拿捕できる。また乗員に質問することも許されてゐる。

臨検または搜索の結果、嫌疑が晴れて立去る場合には、一定様式に依つて、その船舶備付の航海日誌に、日時、場所、艦名、艦長名、臨検士官名を記入せねばならぬ。これは商船から要求なくともなすべきであるが、國によつては例へば米國艦名の記入はせぬことになつたものもある。

臨検、搜索には、また總務を重んずることが必要とされてゐる。

拿捕といふのは、その船を軍艦の艦内に

移し、その効果を保持しようとするもので、没収などを目的として行ふのである。

抑留は、軍艦の實力を以て敵の使用を妨げ、後日の證據とするためとか、軍事上の必要から、後日還附を條件に一時艦内に止めおくことである。搜索の結果なほ嫌疑が晴れず、船長の辨明を聞いても、なほ充分な理由があれば、拿捕又は抑留するのである。龍田丸の如く誰れ何れされたものは、行先き、船名などを訊ねられるのであるが、これは臨検、拿捕などの中には入らない。誰れは臨検等は平時にも行はれることがある。今、平時に公海で臨検し得る場合をあげると

- 一、國旗濫用禁壓のため
- 一、領海内で違反行爲のあつた船を公海内まで追跡して行ふとき
- 一、海賊防壓のため
- 一、海底電信條約、漁業條約などの特別な約束で調べるとき
- 一、自衛權に基づいて行ふとき

文部省推薦圖書

◆童話集「良寛さま」(大坪草二郎著) 本書は著者が著出した「童話集良寛さま」の續編であるが、前著とは關係の少い寧ろ獨立した本で、良寛の生涯をや、系統的に描いた傳記的童話であり「子供の頃」から「お釈迦さま」までの三十三篇が收められてゐる。その豊かな童心を以て子供に親しみ深い良寛の魂に觸れさせることは、意義深いものである。この書は今日比較的数量の「良寛を描いた童話」の中、その生涯を系統的に童話化した点と、又話の一つ一つが獨立した短篇童話の形になつてゐる所に特色があり、淡々とした筆致は、又よくこの聖僧の風格を素直に表現し、児童に清純な感銘を與へる。小學校高學年の児童に適するものである。(四六頁 定價一圓 發行東京三三三三〇番)

◆幼童にお母さまの童話(武田雲天著) 著者が當て「お母さまの話」として發表した幼児向短篇童話を集めたもの。題名の如く、幼児を持つ家庭の母親や、保育に従事する人々への話材を提供する意圖の下に書かれたもので、「そのまゝ」讀んで聞かせることによつて、お話としての効果をあらはす所に特色がある。内容は幼児に親しみ深い動物

官廳編纂圖書

◆第六十三次銀行局年報「昭和十三年」(大藏省銀行局編) 本報は昭和十三年に於ける各銀行、信託會社、無盡業者、有價証券割賦販賣業者、市街地信用組合及聯合會、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫等の状態及び事業内容を各種の統計に表したものである。(昭三三二頁 定價三圓八〇銭 發行内地印刷局)

◆金融事項參考書「昭和十四年」(大藏省理財局編) 本書は同局に於て執務の便に供するため、金融事項調査に必要な各種の統計を集録したもので、左の十八項目に分けて百七十餘の統計表を收めてゐる。

通貨、金、外貨、資本、銀行其他ノ金融機關、郵便貯金、中央財政、地方財政、倉庫、產業組合、工場、主要生產品、取引、物價、貿易、貿易外收支、倉庫、保險、電氣及瓦斯事業、運送、極めて多くの表を收録した點及び調査の正確の點から、利用價値の多いものである。(昭三三五頁 定價一圓二〇銭 發行内地印刷局)

週報

昭和十五年一月二十一日印刷發行
編輯部 東京市麹町區永田町 印刷部 東京市麹町區永田町
發行部 東京市麹町區永田町
定價 一、部 五錢(送料別)
寄附金 東京市麹町區永田町
廣告費 東京市麹町區永田町
印刷費 東京市麹町區永田町
紙料費 東京市麹町區永田町
電報料 東京市麹町區永田町
電話料 東京市麹町區永田町
郵便料 東京市麹町區永田町
印刷局發行課 電話九ノ内三三五一九 振替東京二九〇〇〇番
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市麹町區永田町一ノ三三 振替東京九三九〇番
各書店・洋行・賣店

木下七郎建州長功勳



省務内 省軍海 省軍陸
省生厚 省部文 省信遞

會協送放本日人法團社

近日發行

凡購者必見刊シツクス刊カヌラ種用目目人種の予買めなる程したて忽ち上座
のゴツが堅切本易に詳解されてある 詳細内容見本要郵券

セミファーストの使ひ方
鈴木八郎編

四六刊の第一巻二百八十頁
別冊は現代一巻二百八十頁
委考書外編四百五十五頁
原址幸四郎路順家第11ルン
表紙上製本箱入
定価三圓 送料十四錢
東京上野三九一六四七〇番
フアースト社

セミファースト

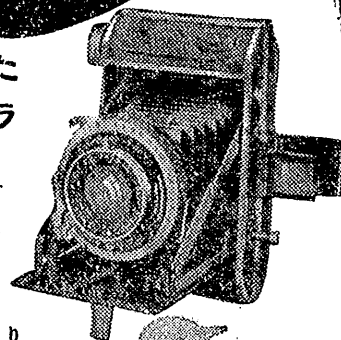
4.5x6cm 16枚撮

最も優れた
使ひ良いカメラ

自動投影器付
ボディリリース式
各種

F4.5.....¥85.より
F8.5.....¥160.まで

全国百貨店及
寫真機店に有



First
CAMERAWORKS

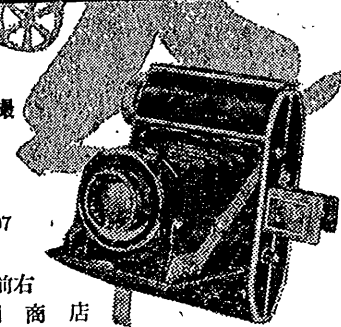
ベビセミファースト

近代紳士の好伴侶
僅か400Gの小型
然もフロン16枚撮

自動投影器付
ボディリリース式
各種
F4.5...¥75.- ¥107

(カタログ要郵券)

東京上野驛前右
株式会社 皆川商店



露光量違いにより重複撮影



大千七設建期長防國

省務内、省軍海、省軍陸
省生厚、省部文、省信通

會協送放本日人法團社

近日発行
の凡ゆる地ミ刊シツクス刊カマスラ常用は一人券の予買めなる程こたと忽ち上座
の凡ゆる地ミ刊シツクス刊カマスラ常用は一人券の予買めなる程こたと忽ち上座

セミファーストの使ひ方

別四六刊、總ア一紙二百八十頁
別四六刊、總ア一紙二百八十頁
別四六刊、總ア一紙二百八十頁

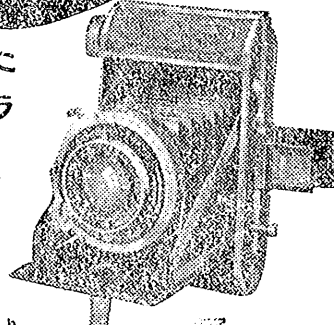
セミファースト
45x6cm 16mm

最も優れた
使ひ良いカメラ

自動撮影器付
ボディレリース式
各種

F4.5.....¥85.より
F8.5.....¥160.まで

全国百貨店及
寫真機店に有

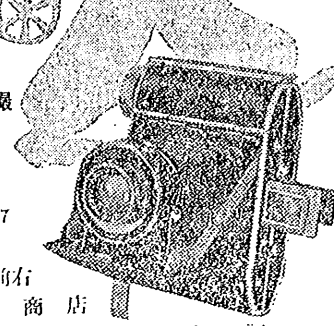


ベビセミファースト

近代紳士の好伴侶
僅か400Gの小型
然もプロニー16枚撮

自動撮影器付
ボディレリース式
各種
F4.5...¥75.-¥107
(カタログ送券)

東京上野驛前右
株式会社 皆川商店



露光量違いにより重複撮影

週報

昭和十五年十一月二十一日第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日発行)

化学的に細菌を浄化!

中山大薬房
クラブ煉歯磨

薬用
クラブ歯磨

薬用
クラブ歯磨に應用せる最
新強力殺菌剤は、口中の汚
れや細菌を化学的に清掃するのみ
でなく、病源に對する積極的な治
療効果を發揮します。ムシ歯・口
臭・齒槽膿漏等の疾患を防止し、
齒と齒ぐきを保護・強化するもの
この薬効作用あればこそです。

内閣印刷局印刷發行

(判[A5]格規定國はさき大の書本)